

『モデル契約の実務での具体的活用』 ありがちな場面を想定して:参考資料

ソフトウェア開発モデル契約WG委員
三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
本 杉 文 人

参考1:ベンダの義務

請負契約においても
ベンダの責任は存在する。
善良な管理者の注意義務において
ユーザ作業の不備を指摘する義務がある。

【事件名】 損害賠償請求事件（20378号）

【事件番号】 平成8年（ワ）第805号

【判決日】 平成11年10月27日

【裁判所】 広島地方裁判所

<参考1> 広島地判H11. 10. 27
ベンダの義務

ユーザが作成したコンピュータ仕様書は、ユーザの業務の現状を分析して要求事項をとりまとめた仕様書であるとは**到底いえず**、ベンダにおいて開発すべきソフトにより**システム化すべき範囲、内容を明示したものとは認められない**。

ベンダとしては、専門技術的な視点でこれらの資料を検討し、ユーザに**必要な事項を提案、指摘する**などしてユーザと打ち合わせた上で、基本設計書・詳細設計書・プログラムの作成に当たらなければならなかった。

<参考1> 広島地判H11. 10. 27
主文(抜粋)

1. 被告(ベンダ)は原告(ユーザ)に対し、金****円(請負金額+損害賠償)及びこれに対する平成**年**月**日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
<一部省略、以下省略>

参考2:ベンダの義務

ベンダは請負契約において、ユーザ側の不備を認識した場合、指摘し、改善を求める義務がある。

【事件名】	請負代金請求事件（22251号） 請負代金請求事件（18926号）
【事件番号】	平成10年（ワ）第22251号 平成11年（ワ）第18926号
【判決日】	平成14年4月22日
【裁判所】	東京地方裁判所

＜参考2＞東京地判H14. 4. 22 ベンダの義務(その1)

証拠等から、システム開発業者は、注文者の提案依頼書における要求を組織の方針又は他の規定を考慮に入れながらレビューを行い、現状問題点の分析、概略機能と改善項目の整理及び運用手順の検討と作成を通じて、システムに必要な基本的要件を決定し、システム化の対象となる業務範囲、システムの稼働時期と費用概算及びデータ量、システム処理能力及び処理速度等を**決定すること**が認められる。

ベンダの義務(その2)

ベンダは、その提案書で、本件システムの目的について、販売管理及び経営管理の**迅速化並びに合理化を計ることを提示している。**

したがって、ベンダは、システム開発の専門家として、自らが有する高度の専門的知識経験に基づき、処理の迅速化という目的の実現に努めるべき**責務**を負っている。

ベンダの義務(その3)

ベンダが、ユーザの要望事項の増加やユーザのデータ運用方法の**仕様が未確定**である等、処理の迅速化を阻害する要因を認識した場合は、ユーザに対し、当該**要因を指摘し改善を求めるべき注意義務**を負っていたというべきである。ベンダは、本件システム開発に当って、当然に作成すべきプログラム仕様書や詳細設計書を作成せず、プログラマーに対し口頭で仕様説明を行い、プログラム開発を行っていること、システム開発において重要な役割を持つ**プロジェクトマネージャーを交替**していることが認められる。

したがって、ベンダが、システム開発業者として
求められていた**注意義務を果たしたと認められない。**

参考3:不具合と仕事の完成

**請負契約における仕事の完成は、仕事が当初
の請負契約で予定していた最後の工程まで終
えているか否かを基準として判断すべき**

- 【事件名】 請負代金請求事件(22251号)
請負代金請求事件(18926号)
- 【事件番号】 平成10年(ワ)第22251号
平成11年(ワ)第18926号
- 【判決日】 平成14年4月22日
- 【裁判所】 東京地方裁判所

＜参考3＞東京地判H14. 4. 22

不具合と仕事の完成(その1)

民法632条、633条及び634条の規定によれば、法は、仕事の結果が不完全な場合のうち仕事の目的物に瑕疵がある場合と仕事が完成していない場合を区別し、**仕事の目的物に瑕疵が存在しても、それが隠れたものであると顕れたものであるとを問わず、そのために仕事が完成していないものとはしない趣旨**である。

請負人が仕事を完成させたか否かについては、仕事が当初の請負契約で予定していた**最後の工程まで**終えているか否かを基準として判断すべき

＜参考3＞東京地判H14. 4. 22

不具合と仕事の完成(その2)

情報システムの開発に当たっては、作成した**プログラムに不具合が生じることは不可避**であり、プログラムに関する不具合は、納品及び検収等の過程における**補修が当然に予定**されている。したがって、システム開発の途中で発生した**システムの不具合はシステムの瑕疵には当たらない**。また、システムの納品及び検収後についても、注文者から不具合が発生したとの指摘を受けた後、請負人が遅滞なく**補修を終えるか**、注文者と協議した上で相当な**代替措置を講じた**と認められるときは、**システムの瑕疵には当たらない**

＜参考2・参考3＞東京地判H14. 4. 22
主文(抜粋)

1. 原告(ベンダ)は、被告(ユーザ)に対し、
金****円(請負金額+損害賠償)
及び内金****円については
平成**年**月**日から支払済み
まで年6分の割合による金員を支払え。
＜一部省略、以下省略＞